

令和2年7月7日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師  
(コード: 6343、東証第二部)  
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司  
(TEL. 03-6635-1833)

#### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、令和1年10月1日、有価証券報告書における連結財務諸表の注記「関連当事者との取引」について、その会計基準の適用誤りがあったため、主としてそれを訂正するために、下記の開示書類を提出いたしましたでしたが、本日、同開示書類に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規程に基づき、当社に対して1,200万円（当社が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額がそれぞれ600万円を超えないことから、それぞれの有価証券報告書につき600万円）の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁から正式な通知を受領次第、特段の事情がない限り、その事実および納付すべき課徴金の額を認め、その課徴金額を支払う方針であります。また、このようなことが生じないようにより一層健全な内部統制環境を構築し、再発防止に努めてまいります。

#### 記

課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書および有価証券報告書の訂正報告書  
第75期（平成30年3月期）有価証券報告（平成30年6月28日提出）  
第74期（平成29年3月期）有価証券報告（平成29年6月28日提出）  
第75期（平成30年3月期）有価証券報告の訂正報告書（令和1年10月1日提出）  
第74期（平成29年3月期）有価証券報告の訂正報告書（令和1年10月1日提出）

以上

なお、上記有価証券報告書における連結財務諸表の注記「関連当事者との取引」の訂正は、当社グループの第74期及び第75期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、並びに連結キャッシュ・フロー計算書に影響を与えておりません。

また、上記課徴金納付命令が令和3年3月期における当社グループの財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は軽微なものであります。